

令和4年5月26日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和4年5月26日（木曜日）午前9時58分～午前10時19分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

(1) 令和4年第2回定例会提出予定案件

①青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①ごみの減量化の進捗状況について

②令和4年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について

○出席委員

委員長 村川みどり

委員 小豆畑 緑

副委員長 澁谷洋子

委員 渡部 伸 広

委員 赤平 勇 人

委員 木戸 喜美男

委員 奈良 祥 孝

委員 藤田 誠

委員 中村 節 雄

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 高村 功 輝

環境部次長 泉 宏 明

福祉部長 福井 直 文

市民病院事務局次長 長 内 哲 史

保健部長 坪 真紀子

市民病院事務局総務課長 阿 部 崇

保健部理事 千葉 康 伸

関係課長等

市民病院事務局長 岸 田 耕 司

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 北 山 賢 臣

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○村川みどり委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

「令和4年第2回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 令和4年第2回市議会定例会に提出を予定しております「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定」について御説明いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

今回の条例改正は、令和4年度診療報酬改定に伴う改定であり、令和4年3月4日に告示された「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示」による療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正に伴い、選定療養費に係る非紹介患者初診料及び再診加算料の額を改定するものです。

次に、告示の内容であります。外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等について、その診療に係る定額負担の最低金額及び保険給付範囲を見直すものです。その対象は一般病床200床以上の地域医療支援病院や特定機能病院等であり、市民病院は地域医療支援病院となっているところです。

定額負担の最低金額につきましては、初診の場合は、医科で5000円から7000円に、歯科で3000円から5000円にそれぞれ2000円引き上げられ、再診の場合は、医科で2500円から3000円に、歯科で1500円から1900円に引き上げられたものです。

保険給付範囲の見直しにつきましては、初診の場合は、医科・歯科ともに200点、いわゆる2000円、再診の場合は、医科で50点、歯科で40点が定額負担を支払った患者の保険給付範囲から控除されることとなります。

次のページに告示の内容をイメージで記載しておりますので御覧ください。

定額負担の額を7000円に設定した場合、定額負担の増額分2000円については、医療費から差し引かれることとなるため、病院収益への影響はありません。

次に、条例改正の内容につきましては、国が定めた最低金額に消費税を加えた額とし、非紹介患者初診料については、医科で7700円、歯科で5500円、再診加算料については、医科で3300円、歯科で2090円とするものです。

なお、助産に係るものについては消費税非課税となっておりますので、国が定めた最低金額と同額となります。

次に、施行期日につきましては、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正の施行日である令和4年10月1日を

予定しております。

説明は以上になります

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 まず、昨年度でいいので、紹介状なしの患者数をお示してください。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 令和2年度の実績になりますけれども、非紹介患者の部分につきましては、トータルになりますけれども、3967件になります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 このうち、例えば、18歳以下の数とかというのは分かりますか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 申し訳ありません。今、その数については、手持ちにありません。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それから、これは、制度上、現在の額に据え置くということは可能なのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 あくまでも法律に基づいて、地域医療支援病院として、告示ですることとされているものについて、そういうことは考えておりません。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もう1つ確認ですけれども、今回、引上げによって、市民病院の収入が増えるというわけではないということですよ。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 先ほども御説明申し上げましたとおり、市民病院では最低金額で設定しておりますので、この分については、うちの収益には何ら影響はありません。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは増えることもないということなんですけれども、もう1つ、子どもの救急なんかでも、市民病院をこの救急でよく使うわけなんですけど、子どもが救急で運ばれた際も、同じように、非紹介患者であれば引き上がるということですよ。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 基本的にはそうなりますけれども、子どもの部分というのは、たしか中学生以下まで医療費を無料化していると思いますけれども、無料化している部分については、後からというか、原則的にはかからないものと認識しております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 我が家でも利用したことも当然あるわけなんですけれども、1回払って、後から戻ってくると。ただし、その差額については払わなきゃいけないということだと思います。

〔岸田耕司市民病院事務局長「その5000円は預かり金のことじゃないですか、救急の。選定療養費ではなくて、預り金のことじゃないでしょうか」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員 いや、子どもの場合も、現行でいうと5500円払いますよね——はい。それで、かかった、何ていうんだらう、初診以外の部分については医療費が無料化なので、その分はかからないということですよ。だから、差し引いた分はかかるということですよ。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 ちょっと調べてから、後から連絡します。この部分ですよ。

〔赤平勇人委員「はい」と呼ぶ〕

○岸田耕司市民病院事務局長 それでは、この部分は、ちょっと調べてから、確認してから、後から連絡します。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 あと、もう1つ、最後、「当該初診が行われたことについて、緊急その他やむを得ない事情があると認められたときを除く」という、いわば基準があって、これは5つ定めていると思うんですけども、これについての見直しなどは考えないのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 今、我々でも、そこについては、国の制度をもう1回見ながら、検討はしていますけれども、基本的に、例えば、救急搬送や自力で救急外来に来て、即時入院した場合とかは今でも取っておりませんし、今後も、それは変わっておりませんし、紹介状を持参して受診した患者についても取っておりませんし、災害や交通事故の救急搬送の場合などについては、これは今までどおり取っていないところです。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 一応、確認しておきますけれども、例えば、子どもが熱が出たというふうになって、日曜日なんか熱が出た。それで、市民病院に運びたい、連れていきたいというふうになったときに、仮にそれが救急車で搬送されても、事故や災害で即入院ということがなければ取られるということですよ。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 基本、そうなります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これ以上やれば、事前審査になってしまうと思うので、終わります。

○村川みどり委員長 じゃあ、市民病院事務局長、さっきの部分は調べて、報告をお願いします。

〔岸田耕司市民病院事務局長「はい」と呼ぶ〕

○村川みどり委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

以上で、「令和4年第2回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

初めに、「ごみの減量化の進捗状況について」報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 ごみの減量化の進捗状況について、御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

本市におけるごみの減量化の進捗状況につきましては、当常任委員協議会に、四半期ごとに報告しておりますが、このたび、令和3年度の1月から3月までの第4四半期の排出状況がまとまりましたので、御報告いたします。

初めに、資料左側の表1「令和3年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。赤い太枠で囲んでいる部分が令和3年度の1月から3月までの第4四半期の排出状況となっております。青森地区では1万5918トンとなり、前年度の同時期1万6564トンと比較して646トンの減少、浪岡地区では914トンとなり、前年度の同時期947トンと比較して33トンの減少、平内町・今別町・蓬田村の広域町村では854トンとなり、前年度の同時期878トンと比較して24トンの減少となりました。これら第4四半期の合計は1万7686トンとなり、前年度の1万8389トンと比較して703トン、3.8%の減少となりました。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは過去2か年度の可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。各地区の合計では、前年度と比較して、家庭系可燃ごみは331トンの減少、事業系可燃ごみは280トンの減少、合計で611トンの減少となりました。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。各地区の令和3年度の合計では8万4145トンとなり、前年度と比較して611トン、0.7%の減少となりました。

最後に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標（青森地区＋浪岡地区＋広域町村）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が令和3年度分となっております。可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて、年間800トンとしており、令和3年度の減量実績については、先ほど、表3で御説明したとおり611トンと目標としている800トンと比較して189トン及びみせんでしたが、令和2年度及び令和3年度の減量実績の合計3875トンと年間800トン掛ける2か年分の1600トンの減量目標に対しましては2275トン多く減量した結果となっております。

また、1人1日当たりの可燃ごみ排出量につきましては、青森市では797グラムとなり、前年度794グラムと比較して3グラムの増加、青森市に広域町村を加えた全体では791グラムとなり、前年度787グラムと比較して4グラムの増加となっております。

以上が令和3年度第4四半期及び令和3年度全体のごみ減量化の進捗状況でありました。

令和3年度につきましては、コロナ禍という中、年間を通じて、家庭系及び事業系可燃ごみの排出量が減少したという結果となりました。

今後も、ごみ減量化に向けた新たな目標の達成に向けまして、引き続き、ごみの減量化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和4年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 「令和4年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 目的」につきましては、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画に基づき、地域密着型サービスの計画的な施設の整備を行うため、指定予定事業者を選定することを目的に行うものであります。

「2 サービスの種類及び件数」につきましては、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスについて、令和3年度に応募がなく、選定に至らなかった未選定件数を含め、5種類、8事業者の公募を予定しております。

その内訳といたしましては、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆるミニ特養が3件、②の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが1件、③の地域密着型特定施設入居者生活介護が1件、④の小規模多機能型居宅介護が2件、⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1件となっております。

「3 公募圏域」につきましては、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と②の認知症対応型共同生活介護は、圏域間の定員数に配慮し、既存定員数が少数の圏域を対象といたします。③の地域密着型特定施設入居者生活介護及び⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、未整備圏域を対象といたします。また、④の小規模多機能型居宅介護は、1つの圏域に2事業所まで整備されることとなるよう、未整備圏域と整備済事業所が1事業所の圏域を対象といたします。

「4 スケジュール」につきましては、公募期間を6月1日から8月31日まで

の3か月間とし、公募説明会を6月10日に開催することとしております。その後、応募書類の受付を8月18日から8月31日までとし、10月に一次審査を、11月に二次審査と選考を行い、この選考結果を踏まえ、事業者を選定することとしております。

最後に、「5 周知方法」といたしましては、6月1日号の「広報あおもり」、市ホームページへの掲載のほか、介護サービス等事業者への電子メールにより周知することとしております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。
市民病院事務局長、今、報告できますか。

〔岸田耕司市民病院事務局長「はい」と呼ぶ〕

○村川みどり委員長 はい。じゃあ、市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 取られる……。

○阿部崇市民病院事務局総務課長 すみません。先ほどの……

○村川みどり委員長 マイクを使ってください。聞こえない。

○阿部崇市民病院事務局総務課長 市民病院事務局総務課です。

子どもが休日等に受診した場合なんですけれども、まず、診断後に、預り金として5000円を頂くこととなりますが、後日、精算の際には、いわゆる医療助成等が現物給付の場合、今の初診の、いわゆる非紹介患者初診料の5500円との差額の500円を請求する形となります。それで、一方で、医療費助成が償還払いの場合は、いわゆる診療費の金額プラス今の非紹介患者初診料の5500円と預り金の差額の500円を加えた額を請求するという形になっております。

○岸田耕司市民病院事務局長 ちょっと分かりにくいので、補足させていただきます。

いわゆる子ども医療費助成を受けている方の医療費の分は、それになりますけれども、この非紹介患者初診料というのは徴収されるということになろうかと思えます。

〔藤田誠委員「助成の対象にならないんですか」と呼ぶ〕

○岸田耕司市民病院事務局長 はい。そういうこととなります。子ども医療費助成の対象ではないということとなります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは、今、仮にこれが引き上がると、また、さらに引き上がるということですのでよろしいんですよね。その額はわかりますか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 子どもの額ですか。

〔赤平勇人委員「ああ、ごめんなさい。うーんと……」と呼ぶ〕

○岸田耕司市民病院事務局長 引き上がるのは、先ほどのスキームで御覧いただきましたけれども、患者負担が——我々の分の収入自体は、全然、何も別に変わりませんので、医療費の部分が、これで多分、初診だと患者負担が実質的には1400円ぐらい増えるだろうというスキームになっているということです。私どもの収入は変わりませんので。このところは、恐らく——私は福祉のほうを確認していませんけれども、もともとの非紹介患者初診料の部分が、そもそも子ども医療費の対象になってない範囲ですから、医療費は減になったにしても、その分の増の部分は今の現行制度だと対象になっていない。

〔赤平勇人委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○村川みどり委員長 分かりました。

委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)